

公立大学法人広島市立大学建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人広島市立大学（以下「本法人」という。）の建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約の取扱いについて、公立大学法人広島市立大学契約規程（以下「契約規程」という。）その他の規程に定めのあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設コンサルタント等業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 地質調査業務
- (2) 測量業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 この要綱において「業種」とは、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱別表第1の部門の欄に掲げるそれぞれの部門をいう。

3 この要綱において「営業所」とは、第1項第2号に掲げる業務にあつては測量法（昭和24年法律第188号）第55条の2に規定する営業所をいい、同項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務にあつては本店又は支店若しくは営業所等常時契約を締結する事務所をいう。

4 この要綱において「地元業者」とは、主たる営業所（建設コンサルタント等業務を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいい、商業登記簿上の登記のみで、営業所としての実態を有していないものは含まない。以下「本店等」という。）を広島市の区域内に置く者をいう。

5 この要綱において「設計共同体」とは、特定の設計業務の履行を目的として、共同設計方式によりその都度結成される設計共同体をいう。

(入札（見積）参加業者名及び入札（見積）参加業者数の非公表)

第3条 職員は、競争入札又は随意契約を行う場合において、当該入札執行又は見積書徴取前に、当該入札又は見積に参加する業者名及び業者数を職務上知ることが必要な職員以外に漏らしてはならない。

第2章 競争入札参加資格

(競争入札参加資格)

第4条 競争入札に参加することができる者は、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者とする。

第3章 一般競争入札

(対象業務)

第5条 一般競争入札の対象となる建設コンサルタント等業務は、原則として1件当たりの予定価格が100万円を超えるものとする。

(入札公告)

第6条 理事長は、一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、当該入札期日から起算して少なくとも10日前までに公告するものとする。ただし、緊急を要する場合において

は、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の公告は、発注する業務ごとに、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務場所
- (3) 業務概要及び委託期間
- (4) 入札参加条件に関する事
- (5) 入札説明書の交付に関する事
- (6) 一般競争入札参加資格の確認申請に関する事
- (7) 入札執行の場所及び日時等入札手続に関する事
- (8) 契約担当室及び業務担当室の名称及び所在地
- (9) その他入札に関して必要となる事項

(入札参加条件の設定)

第7条 理事長は、一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合においては、発注する業務ごとに、入札参加条件を定めることができる。

2 理事長は、前項の入札参加条件として、次に掲げる条件を定めるものとする。

- (1) 当該業務に対応する業種について、当該業務に係る公告の日現在において又は開札の時までに、当該年度の資格者名簿に登載済みの者であること。
- (2) 当該業務に係る公告の日現在から開札の日までの間において、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 広島市の区域内に営業所を置く者であること。
- (4) 当該業務の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、当該業務の履行に際して必要と認める次に掲げる事項について、発注する業務ごとに決定する条件を満たす者であること。
 - ア 当該業務が測量法第55条の規定に基づく登録又は建築士法第23条の規定に基づく登録を要する場合は、その登録
 - イ 業務の履行実績
 - ウ 当該業務に係る配置予定技術者の資格及び経験
 - エ その他必要と認める事項
- (5) 第14条第2号イからオまでの規定により通常型指名競争入札に参加できる者として選定できない者でないこと。
- (6) その他理事長が特に必要と認める事項

3 前項第3号に規定する条件については、理事長が特に必要と認めるときは、広島市の区域内に本店等を置く者であることとすることができる。

4 第2項第3号に規定する条件については、これによりがたいときは、適用しないことができる。

5 理事長は、第1項の規定により当該業務に係る入札参加条件を設定したときは、発注する業務ごとの公告において明記するものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、発注する業務ごとの公告において指定する日までに、一般競争入札参加資格確認申請書を理事長に提出し、当該業務に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、理事長が入札参加資格の確認を入札後に行うと定めた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の一般競争入札参加資格確認申請書には、次に掲げる書類のうち、発注する業務ごとの公

告において指定するものを添付しなければならない。

- (1) 実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) その他必要と認める書類

(確認結果の通知)

第9条 理事長は、前条の一般競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、これを確認し、当該申請者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格の有無の通知を行うものとする。

2 前項に規定する通知は、発注する業務ごとの公告において定める日までに行うものとする。ただし、入札参加資格の確認を入札後に行うものにあつては、この限りでない。

3 第1項に規定する通知を行う際、入札参加資格を有しないことを確認した者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書にその理由を付さなければならない。

(入札参加資格の喪失)

第10条 前条第1項の規定により当該業務に係る入札参加資格を有することの確認を受けた者が、資格確認後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該業務に係る一般競争入札に参加することができない。

- (1) 第7条第2項に規定する当該業務に係る入札参加条件を満たさないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 理事長は、前項の規定により一般競争入札に参加することができない者に対して、当該業務に係る一般競争入札に参加することができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(入札の中止等)

第11条 理事長は、一般競争入札に付した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務に係る一般競争入札を中止することができる。

- (1) 当該業務に係る入札参加資格を有することを確認し得る者が2者に満たないとき。
- (2) 当該業務に係る入札参加資格を有することを確認した者が2者に満たなくなつたとき。

2 前項の規定により当該業務に係る一般競争入札を中止した場合は、理事長は、直ちにその旨を公告するものとする。

3 第1項第2号により入札を中止する場合は、当該入札参加予定者に対して書面によりその旨を通知するものとする。

4 理事長は第1項の規定により一般競争入札を中止した場合は、原則として一般競争入札の再手続を行うものとする。

(開札後の入札無効)

第11条の2 理事長は、入札参加者が、開札後から落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とするものとする。

- (1) 指名停止措置を受けることとなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、入札参加資格を満たさなくなつたとき（第14条第2号ウの規定により選定できない者となった場合において、入札参加資格を有することの確認を受けているときを除く。）及び入札に関する条件に違反することとなったとき。

第4章 指名競争入札

(入札方式及び対象業務)

第12条 指名競争入札の方式は、通常型とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これ以外の方式を採用することができる。

2 通常型指名競争入札の対象とする建設コンサルタント等業務は、次のいずれかに該当する業務であるものとする。

- (1) 特別な技術を要し、履行可能な者が極めて限定される業務
- (2) 理事長が特に必要と認める業務

3 理事長は、前条第1項の規定により、一般競争入札を中止した場合において、新たに指名業者を決定し、又は再入札を行おうとするときは、通常型指名競争入札により契約の相手方を決定することができる。

(通常型指名競争入札)

第13条 理事長は、通常型指名競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、発注する業務ごとに、当該業務に対応する業種に係る有資格業者の中から、当該通常型指名競争入札に参加することができる者を選定するものとする。

(指名基準)

第14条 理事長は、前条の規定により通常型指名競争入札に参加することができる者を選定するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 広島市の市税並びに消費税及び地方消費税の滞納状況

広島市の市税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない旨の納税証明書（証明年月日が指名通知日から3か月前の日以降のものに限る。）が提出できないものは選定しないこと。

- (2) 不正又は不誠実な行為等の有無

ア 指名停止措置を受けている者は選定しないこと。

イ 明らかに法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本法人の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者は選定しないこと。

ウ 指名通知日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者は選定しないこと。

エ 本法人に対する債務の履行の見込みがないと認められる者は選定しないこと。

オ 広島市における企業実態調査実施要領（平成11年4月1日施行）に基づく実態調査に関し、同市の契約の相手方として不適当であると認められる者は選定しないこと。

- (3) 経営状況

不渡りや主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が健全でないと判断される者は選定しないこと。

- (4) 当該業務に対する地理的条件

原則として、広島市の区域内に営業所を置く者とし、地元業者は積極的に指名すること。

- (5) 手持ち業務及び技術者の状況

手持ち業務の状況や技術者の配置状況から見て、当該業務の履行に必要な技術者を確保し得る者かどうかを総合的に勘案すること。

- (6) 当該業務に対する技術的適性

当該業務と同等程度以上と認められる技術的水準や作業条件下での履行実績がある者かどうかを総合的に勘案すること。

(7) 安全管理の状況

本法人発注業務について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められる者は選定しないこと。

(優先指名)

第15条 理事長は、第13条の規定により通常型指名競争入札に参加することができる者を選定するときは、次の各号のいずれかに該当する者については、他に優先して指名業者として選定することができる。

- (1) 一般競争入札を中止したことに伴い、通常型指名競争入札に移行した場合における当該入札参加申請者
- (2) 地元業者であって中小企業者
- (3) その他理事長が特に必要と認める者

(指名業者数)

第16条 理事長は、第13条の規定により通常型指名競争入札に参加することができる者を指名するときは、次の区分に応じた業者数を確保するものとする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

設 計 金 額		指 名 業 者 数
	1, 0 0 0 万円未満	6 者以上
1, 0 0 0 万円以上	2, 0 0 0 万円未満	8 者以上
2, 0 0 0 万円以上		1 0 者以上

(指名通知)

第17条 理事長は、通常型指名競争入札に係る指名業者を決定した場合は、速やかに当該業者に対して、入札指名通知書により指名の通知を行うものとする。

(指名業者としての資格の喪失)

第18条 前条の規定により当該業務に係る指名業者としての通知を受けた者が、指名通知後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該業務に係る通常型指名競争入札に参加することができない。

- (1) 当該業務に係る指名業者としての通知を受けた後、広島市の指名停止措置を受けることとなったとき。
- (2) 第14条第2号、第3号及び第7号において指名業者として選定しないこととしている者に該当することとなったとき。

2 理事長は、前項の規定により通常型指名競争入札に参加することができない者に対して、当該業務に係る通常型指名競争入札に参加することができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(開札後の入札無効)

第18条の2 理事長は、入札参加者が、開札後から落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とするものとする。

- (1) 指名停止措置を受けることとなったとき。
- (2) 第14条第2号（ウを除く。）、第3号及び第7号において指名業者として選定しないこととしている者に該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、指名業者として選定した条件を満たさなくなったとき及び入札に関する

る条件に違反することとなったとき。

第5章 設計共同体

(設計共同体による競争入札)

第19条 理事長は、設計共同体による円滑かつ確実な履行を図ることができ、地元業者への技術移転が可能な大規模業務については、設計共同体による競争入札に付することができる。

(共同企業体による競争入札の取扱い)

第20条 前条に規定する設計共同体に発注する業務その他設計共同体による競争入札の取扱いについては、別に定める。

第6章 プロポーザル方式又はコンペ方式

(対象業務)

第21条 プロポーザル方式又はコンペ方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、理事長が、当該方式の対象として妥当であると認めた業務とする。

- (1) 芸術性、創造性が求められるもの
- (2) 高度な専門知識又は技術を要するもの
- (3) 業務の遂行に当たり、特別な配慮が必要とされるもの
- (4) その他プロポーザル方式又はコンペ方式の対象とすることが適当であると認められるもの

(審査委員会)

第22条 プロポーザル方式又はコンペ方式により設計者の選定を厳正かつ公平に行うため、対象業務ごとに審査委員会を置く。

2 前項の審査委員会の所掌事務その他必要な事項については、別に定める。

第7章 補則

(選定委員会の設置)

第23条 競争入札に参加できる者を適正に確認又は選定するため、競争入札参加条件を設定し、又は指名業者を選定するための委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 前項に規定する選定委員会の所掌事務その他必要な事項については、別に定める。

(見積期間)

第24条 理事長は、第5条に規定する競争入札に付する場合は第6条に規定する入札公告の翌日から入札期間の末日までに、第12条第2項に規定する競争入札に付する場合は指名の通知の日の翌日から入札期間の末日までの間に、原則として、次に掲げる区分により見積期間を設けるものとする。この場合において、本法人の休日（公立大学法人広島市立大学公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第7条第1項各号に掲げる休日をいう。以下同じ。）は期間に算入しないものとする。

入札方式	見積期間
一般競争入札	10日以上
通常型指名競争入札	7日以上

2 理事長は、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、見積期間を一般競争入札に付する場合は5日以内に限り、通常型指名競争入札に付する場合は、3日以内に限り短縮することができる。

(予定価格の設定)

第25条 理事長は、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合にあっては、当該業務の設計金額を基として、当該業務に係る予定価格を適正に定めなければならない。

- 2 前項の予定価格の設定に当たっては、正当な理由なく設計金額の一部を減額してはならない。
(調査基準価格の設定)
- 第26条 理事長は、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされるかを判断する基準として、調査基準価格を設定するものとする。
- 2 前項の調査基準価格は、広島市建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱別表第2(以下「別表第2」という。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる算式により得た額とする。ただし、その額が、当該業務の予定価格に10分の8(地質調査業務にあつては、10分の8.5)を乗じて得た額を超える場合にあつては当該業務の予定価格に10分の8(地質調査業務にあつては、10分の8.5)を乗じて得た額とし、当該業務の予定価格に10分の6(地質調査業務にあつては、3分の2)を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該業務の予定価格に10分の6(地質調査業務にあつては、3分の2)を乗じて得た額とする。
- 3 前項本文又はただし書の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 一の業務が、別表第2の左欄に掲げる業務の区分のうち、異なる2以上の区分に係る業務(以下この項において「区分業務」という。)から構成されるものである場合の前2項の規定の適用に当たっては、当該区分業務ごとに第2項本文又はただし書及び前項の規定により額を算定するものとし、これらの額を合算した額をもって当該業務の調査基準価格とする。
- 5 第1項の規定に基づき設定する調査基準価格に満たない価格の入札が行われた場合には、理事長は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を調査するものとする。
- 6 前項の調査の結果、理事長は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないときは、最低価格入札者を落札者とし、そのおそれがあると認められるときは、調査委員会に付議するものとする。
- 7 調査委員会の調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断された場合には、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の入札者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下、「次順位者」という。)を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の調査手続を経るものとする。
- 8 前2項に規定する調査委員会の設置、所掌事務及びその他必要な事項については、別に定める。
(入札回数)
- 第27条 競争入札に付した場合の入札回数は、2回までとする。
(入札辞退の自由)
- 第28条 通常型指名競争入札に係る指名業者は、指名を受けた時から入札執行の完了の時までの間において、書面をもっていつでも当該入札を辞退することができる。
(随意契約)
- 第29条 契約規程第29条第1項の規定により随意契約をする場合においては、業者の選定については第13条、第14条(契約規程第29条第1項第1号の規定により随意契約をする場合は、第2号、第6号イを、同条第1項第2号から第7号までの規定により随意契約をする場合は、第6号イを除く。)及び第18条の規定を、予定価格の設定については第25条の規定を、それぞれ準用する。
- 2 前項に規定する随意契約をする場合は、見積参加の通知の日の翌日から見積日の前日までに3日以上の見積期間を設けなければならない。この場合において、休日は期間に算入しないものと

する。

3 契約規程第29条第1項第1号に規定する随意契約をする場合においては、見積参加者を原則として3者以上選定するものとする。

4 前項に規定する随意契約をする場合の見積回数については、初度・再度を合わせて3回を限度とする。

(下請負の禁止)

第30条 理事長は、次に掲げる者が本法人の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 測量法第57条の規定により登録を取り消された者又は営業の停止を命ぜられた者でその期間を経過しないもの

(2) 建築士法第9条又は第10条の規定により免許を取り消された者又は業務の停止を命ぜられた者でその期間を経過しないもの

(3) 広島市の指名停止措置を受けた者で、その指名停止の期間が経過しないもの

2 理事長は、本法人の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受任した前項各号に掲げる者以外の者が同項各号に掲げる者に再委任又は再下請負することを承認してはならない。

(委任規定)

第31条 この要綱に定めるもののほか、競争入札及び随意契約の実施に当たり必要となる事項については、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。